

(仮称) 西海洋上風力発電事業に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 2 年 12 月

電源開発株式会社
住友商事株式会社

目 次

第 1 章	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1)	公告の日	1
(2)	公告の方法	1
(3)	縦覧場所	1
(4)	縦覧期間	1
(5)	縦覧者数	2
2.	環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
3.	環境影響評価方法書についての意見の把握	2
(1)	意見書の提出期間	2
(2)	意見書の提出方法	2
(3)	意見書の提出状況	2
第 2 章	環境影響評価方法書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	3

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して106日間縦覧に供した。縦覧期間が106日間となった理由としては、当初予定していた住民説明会の開催を台風被害の影響により一旦中止し、約2ヵ月延期したことから、地域住民等への配慮として縦覧期間を延長したためである。

(1) 公告の日

令和2年8月28日（金）

(2) 公告の方法

公告は、令和2年8月28日（金）付の日刊新聞紙「長崎新聞（朝刊）」に掲載した。（別紙1参照）

地方公共団体の公報又は広報誌によるお知らせは、「広報さいかい 2020年9月号 No.185」（西海市）に掲載した。（別紙2参照）

インターネットによるお知らせは、下記において掲載した。

- ・電源開発株式会社 ホームページに令和2年8月28日（金）より掲載（別紙3参照）

<https://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

- ・住友商事株式会社 ホームページに令和2年8月28日（金）より掲載（別紙4参照）

<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/news/important>

※西海市のホームページにも方法書の縦覧に係るお知らせを掲載した。（別紙5参照）

(3) 縦覧場所

関係地域を対象に以下に示す9箇所にて縦覧を実施した。また、電源開発株式会社及び住友商事株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

- ・長崎県庁県民生活環境部地域環境課
- ・西海市役所本庁（玄関ロビー内）
- ・西海市役所西彼総合支所
- ・西海市役所西海総合支所
- ・西海市役所大島総合支所
- ・西海市役所崎戸総合支所
- ・西海市役所崎戸総合支所江島出張所
- ・西海市役所崎戸総合支所平島出張所
- ・西海市役所総務部総務課松島出張所

(4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：令和2年8月28日（金）から令和2年12月11日（金）まで（土日、祝日を除く）
- ・縦覧時間：各所の開庁時間に準ずることとし、電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。

なお、縦覧開始当初は、縦覧期間を令和2年8月28日（金）から令和2年9月28日（月）までの予定としていたが、台風被害の影響により住民説明会の開催を一旦中止し、令和2年11月下旬まで延期したため、地域住民等への配慮として縦覧期間を令和2年12月11日（金）まで延長した。

(5) 縦覧者数

縦覧者数は1名であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法の一部を改正する法律」(平成23年法律第27号)第7条の2の規定に基づく、方法書の記載事項を周知するための説明会については、以下のとおり9月に開催する予定としていたが、台風被害の影響により一旦中止し、11月下旬に延期することとした。

しかしながら、その後の新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、感染防止の観点から中止することとした。

	開催日時	開催場所
当初予定	令和2年9月15日(火) 9時00分～	西海市江島小中学校体育館
	令和2年9月15日(火) 13時00分～	西海市平島公民館
	令和2年9月23日(水) 10時00分～	西海市崎戸中央公民館
	令和2年9月23日(水) 14時00分～	西海市大瀬戸コミュニティセンター
延期後予定	令和2年11月26日(木) 9時00分～	西海市江島小中学校体育館
	令和2年11月26日(木) 13時00分～	西海市平島公民館
	令和2年11月27日(金) 10時00分～	西海市崎戸中央公民館
	令和2年11月27日(金) 14時00分～	西海市多以良地区公民館

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和2年8月28日(金)から令和2年12月11日(金)まで

(郵送の受付は、当日消印有効とした。)

なお、縦覧開始当初は意見書の提出期間を令和2年8月28日(金)から令和2年10月12日(月)までの予定としていたが、台風被害の影響により住民説明会の開催を一旦中止し、11月下旬に延期したため、地域住民等への配慮として、縦覧期間の延長とあわせて意見書の受付期間を令和2年12月11日(金)まで延長した。

(2) 意見書の提出方法

方法書に対する環境の保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた。(別紙6参照)

①電源開発株式会社及び住友商事株式会社への書面の郵送

②方法書縦覧場所に設置した意見書箱への投函

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は2通であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は2通30件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

No.	一般の意見の概要	事業者見解
【動物・植物・生態系】		
1	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者（電源開発株式会社・住友商事株式会社）及び委託先（アジア航測株式会社）の判断で要約しないこと。要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	ご意見のとおり、いただいたご意見は要約せず、また記載いただきました順番とおりに記載しました。
2	■2. 本事業で採用する予定の風力発電機の機種について P274 「本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）以下の弱風時においてブレードが回転する機種か？」という一般意見に対し、事業者は、「具体的な風力発電機の機種及び諸元については、今後の環境影響の結果、風況調査、海域調査結果、土木施工性検討結果等を踏まえ、決定します」と回答した。それでは、コウモリ類への影響予測は、「カットイン風速以下ではブレードが回転する前提」で行うこと。	今後の風況調査、海域調査結果、土木施工性検討結果等を踏まえて、具体的な風力発電機の機種及び諸元を検討し、その上で、専門家等にご助言をいただきながら、コウモリ類への影響予測を行います。
3	■3 飛翔高度調査の期間について P227 バットディテクターによる音声録音調査の期間について「春～秋に連続観測を行う」としているが、曖昧である。地元の専門家ヒアリングを踏まえた具体的な月数を述べること。	音声録音調査の期間は、専門家等へのヒアリング結果を踏まえ、4月～11月頃を実施することを考えております。
4	■4. バットディテクターによる調査時間について P229 バットディテクターによる音声録音調査について調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。	音声録音調査については、4月～11月頃の期間に常時設置し、期間中は日没前から日の出後まで毎日録音することを想定しています。
5	■5. バットディテクターによる調査について P229 バットディテクターによる音声録音調査について、マイクの設置方向（上向きか下向きか）の記載がない。記載すること。	音声録音調査におけるマイクの設置方向は、横向きに設置することを考えております。
6	■6. 重要種以外のコウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？	本事業によるコウモリ類の衝突事故の発生を極力低減できるよう、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲において、環境保全措置を検討いたします。
7	■7. P228 バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行うP229「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法や解析ソフトもすでに実在する（例えば「WINDBAT」※1等）。バードストライクの予測手法も応用可能だ。ま	いただいたご意見は参考にさせていただきます。 具体的な予測方法については、今後実施する現地調査結果に基づき、専門家等にご助言をいただきながら、最新の知見等も踏まえ、できる限り定量的な手法を検討いたします。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	た、他の事業者も定量的な解析をしている※2。よって、バットストライクの予測を「定量的」に行うこと。 ※1「WINDBAT」 (http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml) ※2「北九州響灘洋上ウィンドファーム（仮称）に係る環境影響評価準備書」（令和2年7月、ひびきウィンドエナジー株式会社、委託先日本気象協会）	
8	■8. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。 <u>よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</u>	いただいたご意見は参考にさせていただきます。 具体的な予測方法については、今後実施する現地調査結果に基づき、専門家等にご助言をいただきながら、最新の知見等も踏まえ、できる限り定量的な手法となるように検討を行います。 そのうえで、必要に応じて、経済産業大臣に対し、技術的な助言を求めることも検討いたします。
9	■9. 「回避」と「低減」の言葉の定義について P272 事業者らは『「影響の回避」と「影響の低減」についての定義を述べよ」との一般の意見に対し、 ===== 回避：行為の全体または一部を実行しないことにより影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予想される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。 低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。 ===== と回答をした。事業者回答によれば「ライトアップを実行しない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではないが、見解を述べよ。	具体的な環境保全措置については未定であり、本事業において「ライトアップをしない」ことを採用するか否かも含め、今後の現地調査、予測及び評価の結果等を踏まえ、専門家等にご助言をいただきながら、できる限り影響の回避又は低減に資するよう検討を行います。
10	■ 10. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	具体的な環境保全措置については未定であり、本事業において「ライトアップをしない」ことを採用するか否かも含め、今後の現地調査、予測及び評価の結果等を踏まえ、専門家等にご助言をいただきながら、できる限り影響の回避又は低減に資するよう検討を行います。
11	■ 11. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している※。これはまぎれもない事実である。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が大量に発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低	いただいたご意見は参考にさせていただきます。 具体的な環境保全措置については未定であり、本事業において「ライトアップをしない」ことを採用するか否かも含め、今後の現地調査、予測及び評価の結果等を踏まえ、専門家等にご助言をいただきながら、できる限り影響の回避又は低減に資するよう検討を行います。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。 ※45 個体 (4 種、1~32 個体)、2015, 07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22 (1)、9-11, 2017) ※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」(重昆達也ほか、東海自然誌 (11)、2018) 静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウィンド) 青森県 ※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県) ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31 年 4 月株式会社ジェイウィンド上ノ国) 北海道 ※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価準備書」(令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社) 青森県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社) 北海道 ※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」(令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県	
12	■ 12. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	いただいたご意見は参考にさせていただきます。具体的な環境保全措置については未定であり、今後の現地調査、予測及び評価の結果等を踏まえ、専門家等にご助言をいただきながら、できる限り影響の回避又は低減に資するよう検討を行います。
13	■ 13. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中で「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と	いただいたご意見は参考にさせていただきます。環境影響評価の目的は、本事業における環境影響の程度を把握した上で、影響の回避又は低減を図ることであると考えます。 今後の現地調査、予測及び評価の結果等を踏まえ、専門家等にご助言をいただきながら、できる限り影響の回避又は低減に資するよう検討を行い、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	
14	■ 14. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、不適切 2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。 定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』あるいは『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言いきれない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。 よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。	いただいたご意見は参考にさせていただきます。 環境影響評価の目的は、本事業における環境影響の程度を把握した上で、影響の回避又は低減を図ることであると考えます。 今後実施する現地調査にあたっては、本方法書に記載の内容および審査結果等を踏まえ、専門家等にご助言をいただきながら実施してまいります。
15	■ 15. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」 上記のコウモリの保全措置（「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「事後調査の前から」実施して頂きたい。	いただいたご意見は参考にさせていただきます。 具体的な環境保全措置については未定であり、今後の現地調査、予測及び評価の結果等を踏まえ、専門家等にご助言をいただきながら、できる限り影響の回避又は低減に資するよう検討を行います。
16	■ 16. 事後調査は信用できない 1 ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がいない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。	事後調査については、今後の現地調査、予測及び評価の結果等を基に、「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和 2 年、経済産業省）に記載の事後調査の考え方等に基づき検討を行います。検討に際しては、専門家等にご助言を頂く予定です。
17	■ 17. 事後調査は信用できない 2 コウモリは小さいので、海に落ちた死骸はすぐに消失する。「漂着死骸調査」など信用に値しない。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。	事後調査については、今後の現地調査、予測及び評価の結果等を基に、「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和 2 年、経済産業省）に記載の事後調査の考え方等に基づき検討を行います。なお、検討に際しては、専門家等にご助言を頂く予定です。
18	■ 18. 事後調査でサーモグラフィーカメラによる調査を行うこと コウモリは小さいので、海に落ちた死骸はすぐに消失する。よって、コウモリ類の事後調査は、ナセル高における自動録音バットディテクター調査に加えて、サーモグラフィーカメラを使用した調査を行うこと。	事後調査については、今後の現地調査、予測及び評価の結果等を基に、「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和 2 年、経済産業省）に記載の事後調査の考え方等に基づき検討を行います。なお、検討に際しては、専門家等にご助言を頂く予定です。
19	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、海洋上を飛翔するコウモリ類が複数例確認されていることは、国内外のコウモリ類の研究者には周知の事実である。従って、洋上風力においても不確実性を伴	本事業に係る環境影響評価については、本方法書に記載の内容および今後の審査結果等を踏まえ、必要に応じて専門家等にご助言をいただきながら、実施してまいります。 なお、ご意見のとおり、いただいたご意見は要約せず記載しました。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見は要約しないこと。	
20	1. 方法書の段階でコウモリ類のヒアリングをおこなったことは評価される。	ご意見ありがとうございます。 今後の手続きにおいても、専門家等のご助言をいただきながら、調査、予測及び評価を行います。
21	2. P209 のコウモリ類のヒアリングにおいて、すでに旧式であるヘテロダイン方式（録音不可）およびタイムエクスパンション方式（録音時間は1/10）を調査に使用する旨が記載されているが、本事業で使用するバットディテクターの機種と記録（出力）方式を記載すること。	現地調査で使用するバットディテクターは、以下の機種を予定しております。 ・機種：Song Meter SM4BAT FS（Wildlife Acoustics社製）、記録方式：フルスペクトラム方式
22	3. P6 の「対象事業実施区域及びその周辺」の凡例において対象事業実施区域は白抜き、風力発電機設置区域は斜線とされているが、対象事業実施区域は江島とその南沿岸、風力発電機設置区域が江島の北沿岸と洋上が図示されている。すなわち対象事業実施区域の対象地は江島とその南沿岸と解釈され、本事業と風力発電機設置区域の範囲の関係が理解できない。本事業は陸上風力（江島）と洋上風力（江島南沿岸）の建設であるのか。	対象事業実施区域は、風力発電機設置区域及びその内側の白抜き部分（江島を除く）となります。また、本事業は洋上風力（斜線部）のみであり、陸上に風力発電機は設置いたしません。 いただいたご意見を踏まえ、準備書においては、対象事業実施区域について誤解を生じないように、わかりやすく修正します。
23	4. 本事業地がP6の風力発電機設置区域である場合、設置区域が重なり、すでに評価書の手続きにある「（仮称）西海江島洋上風力発電事業環境影響評価準備書（縦覧期間2020年6月12日から7月13日）、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社（委託事業者：一般財団法人日本気象協会）」ではすべての調査において、フルスペクトラム方式（リアルタイム録音）の機種を用いて調査を実施しており、本方法書に記載されている調査はすべての面において明らかに劣っていると考えられる。しかし、前例として現時点で最善の事例があるにもかかわらず、これを周到しないことはジャパン・リニューアブル・エナジー（株）以上に不確実性が高くない確実な予測評価を導き出せるからであろう。すでに多数のコウモリ類が洋上を飛翔している場所において、さらなる詳細な記録が得られるものと期待する。	いただいたご意見は参考にさせていただきます。 本事業においても、フルスペクトラム方式（リアルタイム録音）の機種の利用を予定しております。 なお、ご意見に記載の事業を含む他事業の調査結果を、本事業の予測および評価へ使用できるか否かについては、現時点で不明です。 本事業の調査、予測及び評価にあたっては、専門家等にご助言をいただきながら、最新の知見等も踏まえ、できる限り定量的な手法となるように検討を行います。
24	5. コウモリ類の音声録音調査におけるマイクの指向方向を示すこと。	音声録音調査におけるマイクの設置方向は、横向きに設置することを考えております。
25	6. コウモリ類の音声録音調査の期間を示すこと。	音声録音調査の期間は、専門家等へのヒアリング結果を踏まえ、4月～11月頃に実施することを考えております。
26	7. コウモリ類の音声録音調査における30mの音声はすべてブレード回転域と定義すること。	コウモリ類の音声録音調査は、約10m、約30m、約60mの3箇所を想定しています。ご指摘のとおり、ブレード回転域に該当する高さのデータについては、全てブレード回転域の高度に該当すると考えております。
27	8. コウモリ類の音声録音調査の結果解析においてダブルおよびトリプルカウントの音声数を示し、解析により重複データは適切な高さのみのデータとすること。	ご指摘のとおり、コウモリ類の音声をダブルおよびトリプルカウントする可能性はありますが、ブレード回転域の高度におけるコウモリ類の飛翔状況を把握するためのデータとしては問題ないと考えております。 また、ダブルおよびトリプルカウントとなった場合でも、安全側の影響予測になると考えております。
28	9. P232 にはコウモリ類の調査地点が示されているが、風況観測塔立地場所を唯一の捕獲調査地点とした理由を記載し、どのような成果を期待しているかも記載すること。	コウモリ類の音声録音調査では、記録された周波数帯から対応するコウモリ類のグループは把握できますが、種の特定はできないため、音声録音調査の結果を補足するための調査として捕獲調査を同じ地点に設定しました。
29	10. 洋上におけるコウモリ類の音声調査における機材の設置方法を図示すること。	洋上におけるコウモリ類の音声調査は予定しておりません。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
30	11. 今後は最新の知見を持ったコウモリ類の専門家の指導を仰ぎ、適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要がある。事業者および委託事業者の判断でアセスメントを進めるべきではない。	今後の手続きにおいても、専門家等のご助言をいただきながら、最新の知見等も踏まえ、調査、予測及び評価を行うとともに、環境保全措置の検討を行います。

長崎新聞（令和2年8月28日（金） 朝刊）

[illegible]

地方公共団体の公報又は広報誌によるお知らせ

広報さいかい 2020年9月号 No.185

環境ニュース

まちの話題

環境ニュース

ほけんとくくし

くらしの情報

きょういくの広場

(仮称)西海洋上風力発電事業
環境影響評価方法書の縦覧および
住民説明会の開催について

電源開発株式会社および住友商事株式会社が、崎戸町江島の沖合において計画している風力発電事業に関して、環境影響評価法に基づく方法書を縦覧します。

また、事業および方法書の内容についての説明会を次のとおり開催いたします。

●縦覧書類

(仮称)西海洋上風力発電事業
環境影響評価方法書

●縦覧場所

西海市役所本庁、西彼総合支所、西海総合支所、大島総合支所、崎戸総合支所、江島出張所、平島出張所、松島出張所
(土・日・祝日を除く8時30分から17時15分まで)
左記アドレスの事業者ホームページでもご覧いただけます。

【電源開発株式会社】

<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

【住友商事株式会社】

<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/news/important>

●縦覧期間

8月28日(金)～9月28日(月)

●意見書の受付

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に氏名、住所および意見をご記入のうえ、締切日までに意見書箱にご投函頂くか、次のお問い合わせ先へ郵送により受付いたします。

※意見書および意見書箱は縦覧場所に設置しており

ます。また、意見書は事業者ホームページよりダウンロードが可能です。

締切日：10月12日(月)

※郵送の場合は、当日消印有効

●環境影響評価方法書に関する説明会

●場所および日時

場所：江島小中学校体育館

日時：9月15日(火) 9時～

場所：平島公民館

日時：9月15日(火) 13時～

場所：崎戸中央公民館

日時：9月23日(水) 10時～

場所：大瀬戸コミュニティセンター

日時：9月23日(水) 14時～

※各会場とも1時間30分程度

※新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み、延期または中止の可能性があります。

また、江島、平島は悪天候の場合、延期する可能性もあります。

●問い合わせ先

・電源開発株式会社 風力事業部

事業推進室(洋上開発) 担当：村田

T104-8165

東京都中央区銀座六丁目15番1号

※03-3546-9600

(9時～17時(土日・祝日除く))

・住友商事株式会社 電力インフラ第一部

国内洋上風力発電事業第一チーム 担当：戸張

T100-8601

東京都千代田区大手町2丁目3番2号

大手町プレイス イーストタワー

※03-6285-6846

(9時30分～17時45分(土日・祝日除く))

※意見書提出およびお問い合わせは、どちらの事業者でも受け付けています。

ごみの不法投棄・ポイ捨ては
犯罪です

環境政策課 ☎37-0065

不法投棄とは、廃棄物を適正に処理せず、みだりに道路や空き地(自らの土地を含む)等に捨てる行為です。市内でも夜間、人の目に付きにくい場所や道路沿い(通学路含む)、荒地などに不法投棄、ポイ捨てが発生しています。

また、最近ではマスクのポイ捨ても目立っており、衛生面でも悪影響を及ぼしかねない状況です。不法投棄は法律で禁止されています。

自然を守るためにも、不法投棄、ポイ捨てをしないよう努めましょう。



▲空き缶、ガムの包み紙、たばこの吸殻などのポイ捨ても不法投棄になります



電源開発株式会社ホームページにおけるお知らせ


[J-POWERグループ](#) [お問い合わせ](#) [JP | EN](#)

[企業情報](#) | [事業情報](#) | [株主・投資家の皆様](#) | [環境・社会への取り組み](#) | [採用情報](#) | [ニュース](#) | [知る・学ぶ・楽しむ](#)
[環境・社会への取り組み](#) | [環境への取り組み](#) | [環境アセスメント](#) | [風力発電事業に係る環境影響評価手続き](#) | [\(仮称\)西海洋上風力発電事業](#) | [環境・社会への取り組み](#)

風力発電事業に係る環境影響評価手続き (仮称) 西海洋上風力発電事業

(仮称) 西海洋上風力発電事業 環境影響評価方法書(以下、「方法書」)

方法書及びこれを要約した書類(以下「要約書」)を環境影響評価法に基づき公表します。

なお、印刷及びダウンロードはできません。

11月26日(木) および27日(金)に予定しておりました住民説明会については、直近の新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、感染防止の観点から中止といたしましたのでお知らせいたします。

なお、方法書及び要約書の縦覧並びに意見募集期間については、下記の通り12月11日(金)まで継続いたします。

<縦覧および意見募集期間>

2020年8月28日(金)～2020年12月11日(金)

※電子縦覧は「Internet Explorer 6.0以上」の環境でのご利用を推奨します。

[はじめに読みたい「図書を閲覧できない場合の対応について」](#)

- ・「(仮称) 西海洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の届出及び縦覧について (PDF:139KB) [📄](#)
- ・表紙目次 (PDF:291KB) [📄](#)
- ・第1章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 (PDF:210KB) [📄](#)
- ・第2章 対象事業の目的及び内容 (PDF:2.41MB) [📄](#)
- ・第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(自然的状況) (PDF:9.04MB) [📄](#)
- ・第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(社会的状況) (PDF:3.99MB) [📄](#)
- ・第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果 (PDF:2.47MB) [📄](#)
- ・第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 (PDF:919KB) [📄](#)
- ・第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 (PDF:8.73MB) [📄](#)
- ・第7章 その他環境省令で定める事項 (PDF:4.04MB) [📄](#)
- ・第8章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 (PDF:201KB) [📄](#)
- ・資料編 (PDF:511KB) [📄](#)
- ・要約書 (PDF:13.9MB) [📄](#)
- ・ご意見記入用紙 (PDF:124KB) [📄](#)

(仮称) 西海洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書(以下、「配慮書」)

配慮書及び要約書の閲覧は2019年9月19日に終了しました。

お問い合わせ先

電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室

TEL : 03-3546-9600 (平日9時～17時)

住友商事株式会社ホームページにおけるお知らせ


住友商事

Enriching lives and the world

日本

日本語

English

Select Region

企業情報

事業紹介

ニュース

サステナビリティ

投資家情報

採用情報

次の100年へ

2020年08月28日
住友商事株式会社

(仮称) 西海洋上風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧

「(仮称) 西海洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、方法書)を、環境影響評価法に基づき公表します。

※方法書は、2020年8月28日(金)～2020年9月28日(月)の期間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

※方法書に掲載される情報(文書、資料、画像などを含む)に関する著作権は、弊社、原著作権者、またはその他の権利者に帰属しており、各国の著作権法、各種条約およびその他の法律で保護されています。

個人の私的利用、その他の著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者およびその他の権利者の許諾を得ることなく、これらの情報を使用(複製、改変、提示、配布、サイトへの転載などを含む)することは、著作権法により禁止されておりますので、事前に弊社までご連絡のうえ、許諾を得ていただくようお願いいたします。

※閲覧時のブラウザはInternet Explorerを推奨します。

※11月26日(木)および27日に予定しておりました住民説明会については、直近の新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み、感染防止の観点から中止といたしましたのでお知らせいたします。なお、方法書及び賛約書の閲覧並びに意見募集期間については、下記の通り12月11日(金)まで継続いたします。

<住民説明会> 完全に中止といたしました

- ・江島小中学校体育館：2020年11月26日(木) 9時～ ※中止
- ・平島公民館：2020年11月26日(木) 13時～ ※中止
- ・崎戸中央公民館：2020年11月27日(金) 10時～ ※中止
- ・多良地区公民館：2020年11月27日(金) 14時～ ※中止

1. 方法書

[表紙・目次\(PDF/291KB\)](#)
[第1章 事業地の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地\(PDF/210KB\)](#)
[第2章 対象事業の自然環境\(PDF/2,471KB\)](#)
[第3章 対象事業の自然環境及びその周辺の状況\(自然状況\)\(PDF/9,266KB\)](#)
[第4章 対象事業の自然環境及びその周辺の状況\(社会状況\)\(PDF/4,091KB\)](#)
[第5章 計画施設設置事項に関する調査、予測及び評価の結果\(PDF/7,585KB\)](#)
[第6章 計画施設設置に関する環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法\(PDF/8,941KB\)](#)
[第7章 その他環境影響評価に関する事項\(PDF/4,234KB\)](#)
[第8章 環境影響評価を委託した事業主の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地\(PDF/201KB\)](#)
[賛約書\(PDF/511KB\)](#)
[賛約書\(PDF/14,321KB\)](#)
[二章第12条附則\(PDF/125KB\)](#)

2. 縦覧場所

- ・両府県庁環境部局環境課
- ・西海市役所本庁(玄関ロビー内)
- ・西海市役所西彼妹合支所
- ・西海市役所西海総合支所
- ・西海市役所大島総合支所
- ・西海市役所崎戸総合支所
- ・西海市役所崎戸総合支所江島出張所
- ・西海市役所崎戸総合支所平島出張所
- ・西海市役所能登郡能登町松島出張所

3. 縦覧期間

2020年8月28日(金)から2020年12月11日(金)まで

4. 縦覧時間

各施設の開庁日、開庁時間に準じます。

5. 意見書の提出方法

方法書について、環境保全の見地からのご意見を、書面(日本語)により提出することができます。提出にあたっては、氏名・住所・方法書の名称・環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記お問い合わせ先まで郵送又は縦覧場所に設置の意見箱へ投函ください。

なお、自由書式ですが、よろしければ上方に掲載しております「ご意見記入用紙」をご使用ください。

6. 提出期限

提出期限：2020年12月11日(金) ※当日消印有効

7. その他

方法書は、共同実施者である電源開発株式会社ホームページでも閲覧できます。

電源開発株式会社 <http://www.jp-power.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

8. お問い合わせ先

住友商事株式会社 (〒100-8601 東京都千代田区大塚二丁目3番2号 大手町プレイス イーストタワー)

電話番号 03-6285-6846 ※午前9時30分から午後5時45分まで(土日・祝日除く) 担当：戸張

西海市ホームページにおけるお知らせ


西海市
 Saikai City

[主文へ](#)
[文字サイズ](#)
[標準](#)
[拡大](#)
[背景色](#)
[白](#)
[黒](#)
[直接先送り](#)

[ホーム](#)
[くらし・手続き](#)
[子育て・教育](#)
[健康・福祉](#)
[産業・観光](#)
[市政・まちづくり](#)
[事業者の方へ](#)

現在の位置 [ホーム](#) > [情報から探す](#) > [環境政策課](#) > [くらし・手続き](#)
 > (仮称)西海洋上風力発電事業に伴う環境影響評価方法書の縦覧および住民説明会について
 更新日：2020年11月20日

(仮称)西海洋上風力発電事業に伴う環境影響評価方法書の縦覧および住民説明会について

住民説明会(中止について)

台風被害の影響により中止され、11月に予定されていた住民説明会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み、感染防止の観点から中止となりました。

詳しくは、下記の事業者ホームページ(外部サイト)にてご確認ください。

環境影響評価方法書の縦覧および住民説明会

電源開発株式会社および住友商事株式会社が西海市崎戸町島周辺海域で計画している風力発電事業について、環境影響評価に基づく方法書の縦覧が12月11日まで実施されております。

また、予定されていた住民説明会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み、感染防止の観点から中止となりました。

縦覧および住民説明会について、詳しくは下記の事業者ホームページ(外部サイト)にてご確認ください。

[電源開発株式会社ホームページ](#)

[住友商事株式会社ホームページ](#)

お問い合わせ

下記のどちらでもお問い合わせを受け付けております。

電源開発株式会社

風力事業部 事業推進室（洋上開発）

担当：村田

東京都中央区銀座六丁目15番1号

電話：03-3546-9600（午前9時～午後5時(土日・祝日除く)）

住友商事株式会社

電力インフラ第一部 国内洋上風力発電事業第一チーム

担当：戸張

東京都千代田区大手町二丁目3番2号 大手町プレイス イーストタワー

電話：03-6285-6846（午前9時30分～午後5時45分(土日・祝日除く)）

この記事に関するお問い合わせ先

環境政策課
〒857-2392
長崎県西海市大瀬戸町瀬戸聖満郷2222番地
電話番号 0959-37-0065
[メールフォームによるお問い合わせ](#)


西海市
 Saikai City

西海市政役所
〒857-2392
長崎県西海市大瀬戸町瀬戸聖満郷2222番地
電話番号：0959-37-0011

開庁時間：8時30分から17時15分
(土・日・祝日・12月29日から翌年1月3日を除く)
[西海市政役所へのお問い合わせ](#)

[サイトマップ](#)
[市役所庁舎のご案内](#)
[各課連絡先](#)
[市ホームページについて](#)
[個人情報取扱い](#)

Copyright©Saikai city office All rights reserved

《事業者名：電源開発株式会社・住友商事株式会社》

ご意見記入用紙

令和 年 月 日

ご住所	〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
ご氏名	

環境の保全の見地からのご意見（日本語により意見の理由を含めて記入してください）

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no handwriting or printed text on the paper.

- ※ 環境影響評価法施行規則の規定より、氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の記入をお願いします。
- ※ 本用紙に記入いただいた情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。